神戸女子大学・神戸女子短期大学オープンカレッジ 出前講座要項

(趣旨)

第1 この要項は神戸女子大学・神戸女子短期大学オープンカレッジ(以下「本学」という。) が実施する出前講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 出前講座は、大学の知的財産を地域社会へ還元することを目的とするオープンカレッジを学外において講座を実施することにより、来学が困難な方にも生涯学習の機会を提供し、本学と地域社会との連携を深めることを目的とする。

(実施形態)

- 第3 出前講座(以下「講座」という。)は、本学 Web サイト等で公表する「出前講座メニュー」から希望講座を選択した第4に規定する対象施設からの申込みに応じて、当該講座を担当する教員(本学の教員又はオープンカレッジの外部講師)を講師として派遣することにより実施する。
 - 2 前項の「出前講座メニュー」の演題は、基本としてオープンカレッジで開講する講座 又は過去に開講した講座に準ずるものとする。
 - 3 講座時間は90分を基本とする。
 - 4 講座の開催日は、原則、土・日・祝日を除く平日とする。

(対象施設)

第4 講座の対象施設(以下「施設」という。)は、高齢者を対象とした施設とする。

(申込)

- 第5 講座を開催しようとする施設は「オープンカレッジ出前講座申込書」をオープンカレッジ事務局に提出しなければならない。
 - 2 募集は各年度中に原則、春と秋の2回とする。
 - 3 受付は原則、実施希望日の2ヶ月前までとするが、臨機応変に対応することもある。
 - 4 施設は受講者人数に応じた会場を提供するものとする。
 - 5 オープンカレッジ事務局は、第1項の規定による申込書の提出があったときは、当該 講師と調整を行い実施の可否を決定し、「神戸女子大学・神戸女子短期大学オープン カレッジ出前講座」決定(通知)により、申込施設に通知するものとする。
 - 6 講座の開催決定にあたっては、必要に応じて条件を付すことができるものとする。
 - 7 開催決定の通知を受けた施設とオープンカレッジ事務局は講座実施について詳細の 確認を行なうものとする。

(実施費用等)

- 第6 講座に係る費用は、次の各項のとおりとする。
 - 2 講座料金は、1講座 30,000円(税込33,000円)とする。
 - 3 講座料金には、規程に定める管内の交通費を含むものとする。ただし、開催場所が管外の場合はその交通費や宿泊費は申込施設の負担とし、別途請求する。
 - 4 申込施設は、本学の指定する方法及び指定した期日までに第2項の講座料金を納付するものとする。

(実施の制限等)

- 第7 本学は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、講座を実施しないもの とし、既に実施決定を申込施設に通知していた場合は、これを取り消すことができる。
 - (1) 営利目的もしくは営利につながる利用のおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
 - (3) 政治、宗教を目的とした集会を行うおそれがあるとき。
 - (4) 天災事変、その他の本学の責めに帰することができない事由によって実施が困 難となったとき。
 - (5) その他講座の目的に反し、実施が適当でないと認められるとき。
 - 2 前項の規定により出前講座の実施を中止したときは、本学は当該施設との協議により、既納の出張料金の全部又は一部を返還することがある。

(損害賠償)

第8 講座の実施中における事故により、受講者が負傷するなど賠償が生じた場合は、本学 の故意又は重大な過失によるものを除いて、本学はその賠償をしない。

(事務)

第9 講座に係る事務は、オープンカレッジ事務局において行う。

(雑則)

第 10 この要項に定めるもののほか、講座の実施に関し必要な事項は、神戸女子大学・神 戸女子短期大学オープンカレッジ運営委員会が別に定める。

附則

この要項は、令和5年10月1日から実施する。